

欧州経済新聞 2008年 4月号

Europäische Wirtschaftszeitung



翻訳許諾：欧州委員会
編集発行：欧州経済新聞社

<http://www.oushu.net/>

〔環境〕

- ▶ REACH規則の予備登録開始が間近に
——欧州委員会が注意喚起
- ▶ EU域内の大気汚染防止規制を厳格化
——エアクオリティ指令が成立

〔競争〕

- ▶ 競争法違反行為に対する損害賠償法を改革
——欧州委員会が白書を公表

〔航空〕

- ▶ EUと合衆国の航空通商障壁が大幅に撤廃
——欧米オープンスカイ協定発効
- ▶ 空港での国境検査を撤廃
——シェンゲン圏の24か国拡大が完了

〔テレコム〕

- ▶ 航空機内での携帯電話使用の条件を整備
——欧州委員会MCA決定・勧告
- ▶ EUがDVB-H規格を正式に採用
——移動体テレビに関する規格リスト改訂

〔関税法・租税法〕

- ▶ 2013年以降の関税法改革の大綱策定
——関税同盟長期戦略に関する告示
- ▶ メリーゴーラウンド脱税の発見を容易に
——付加価値税指令等改正案を提出

〔労働法〕

- ▶ 国外派遣労働者の労働条件を改善

〔研究開発・教育〕

- ▶ 欧州職業教育単位制度（ECVET）
- ▶ 欧州研究圏審議会の人選が完了
- ▶ 2009年は「欧州創造性・技術革新年」に

〔農業〕

- ▶ 牛乳生産割当量を2パーセント引き上げ
- ▶ 遺伝子組み換えトウモロコシの許可

〔各種統計〕

- ▶ GDP・景況感・業況感・物価・失業率

First published in German,

„Kartellrecht: Kommission veröffentlicht Weißbuch über Schadenersatz für Verbraucher und Unternehmen, die Opfer von Wettbewerbsverstößen sind“, „...Open Skies“-Luftverkehrsabkommen zwischen der EU und den USA: Am 30. März beginnt ein neues Zeitalter der transatlantischen Luftfahrt“, „Wettbewerb: Europäische Kommission und US-Verkehrsministerium starten gemeinsames Forschungsprojekt zu Fluggesellschaftsallianzen“, „Schengen-Erweiterung wird abgeschlossen: Aufhebung der Grenzkontrollen an Flughäfen ab dem 30. März“, „Kommission ebnet Weg für Handybenutzung auf europäischen Flügen“, „Europaweites Mobilfernsehen: Kommission beschließt Aufnahme der DVB-H-Norm in das offizielle EU-Normenverzeichnis“, „Mehrwertsteuerbetrug: Europäische Kommission schlägt Maßnahmen zur wirksamen Betrugsbekämpfung vor“, „Verbesserung der Arbeitsbedingungen für 1 Million entsandte Arbeitnehmer: EU fordert rasche Handeln“, „Kommission startet Initiative zur Erleichterung der Mobilität in der beruflichen Bildung“, „Kommission benennt hochrangige Beratergruppe für Forschung und Wissenschaft“, „Das Jahr 2009 soll das Europäische Jahr der Kreativität und Innovation werden, schlägt EU-Kommission vor“, „Kommission lässt gentechnisch veränderten Mais der Sorte GA21 zu“, „Februar 2008 gegenüber Januar 2008. Erzeugerpreise der Industrie in der Eurozone um 0,6% gestiegen. In der EU27 Anstieg um 0,5%“, „Vorausschätzung - März 2008. Inflationsrate der Eurozone auf 3,5% geschätzt“ and „Februar 2008. Arbeitslosenquote der Eurozone stabil bei 7,1%. Quote der EU27 auf 6,7% gesunken“, <http://europa.eu/rapid/>,

© European Communities, 1995-2008.

Japanese translation: © Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH, 2008.

Responsibility for the translation lies entirely with
Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH.
原文ドイツ語、

„Kartellrecht: Kommission veröffentlicht Weißbuch über Schadenersatz für Verbraucher und Unternehmen, die Opfer von Wettbewerbsverstößen sind“, „...Open Skies“-Luftverkehrsabkommen zwischen der EU und den USA: Am 30. März beginnt ein neues Zeitalter der transatlantischen Luftfahrt“, „Wettbewerb: Europäische Kommission und US-Verkehrsministerium starten gemeinsames Forschungsprojekt zu Fluggesellschaftsallianzen“, „Schengen-Erweiterung wird abgeschlossen: Aufhebung der Grenzkontrollen an Flughäfen ab dem 30. März“, „Kommission ebnet Weg für Handybenutzung auf europäischen Flügen“, „Europaweites Mobilfernsehen: Kommission beschließt Aufnahme der DVB-H-Norm in das offizielle EU-Normenverzeichnis“, „Mehrwertsteuerbetrug: Europäische Kommission schlägt Maßnahmen zur wirksamen Betrugsbekämpfung vor“, „Verbesserung der Arbeitsbedingungen für 1 Million entsandte Arbeitnehmer: EU fordert rasche Handeln“, „Kommission startet Initiative zur Erleichterung der Mobilität in der beruflichen Bildung“, „Kommission benennt hochrangige Beratergruppe für Forschung und Wissenschaft“, „Das Jahr 2009 soll das Europäische Jahr der Kreativität und Innovation werden, schlägt EU-Kommission vor“, „Kommission lässt gentechnisch veränderten Mais der Sorte GA21 zu“, „Februar 2008 gegenüber Januar 2008. Erzeugerpreise der Industrie in der Eurozone um 0,6% gestiegen. In der EU27 Anstieg um 0,5%“, „Vorausschätzung - März 2008. Inflationsrate der Eurozone auf 3,5% geschätzt“ および „Februar 2008. Arbeitslosenquote der Eurozone stabil bei 7,1%. Quote der EU27 auf 6,7% gesunken“,

<http://europa.eu/rapid/>,

© European Communities, 1995-2008.

和訳 : © Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung)
GmbH, 2008.

すべての翻訳文責は欧州経済新聞社にあります。

First published in English,

“REACH: Industry urged to pre-register all chemicals by 1 December 2008”, “REACH Pre-registration & Registration - Questions and Answers”, “Environment: Commission welcomes final adoption of the air quality directive”, “The EU-US “Open Skies” Air Transport Agreement - Q&A”, “Customs beyond 2013: Commission launches a debate on the future evolution of Customs”, “Dairy market: Council approves 2 percent increase in milk quotas from April 2008”, “Strengthening bilateral cooperation with Tajikistan”, “Second estimates for the fourth quarter of 2007. Euro area GDP up by 0.4% and EU27 GDP up by 0.5%. +2.2% and +2.5% respectively compared with the fourth quarter of 2006”, “March 2008: Economic sentiment recovers slightly in the EU, while declining further in the euro area” and “March 2008: Business Climate Indicator for the euro area picks up slightly in March”, <http://europa.eu/rapid/>,

© European Communities, 1995-2008.

Japanese translation: © Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH, 2008.

Responsibility for the translation lies entirely with
Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH.
原文英語、

First published in English,

“REACH: Industry urged to pre-register all chemicals by 1 December 2008”, “REACH Pre-registration & Registration - Questions and Answers”, “Environment: Commission welcomes final adoption of the air quality directive”, “The EU-US “Open Skies” Air Transport Agreement - Q&A”, “Customs beyond 2013: Commission launches a debate on the future evolution of Customs”, “Dairy market: Council approves 2 percent increase in milk quotas from April 2008”, “Strengthening bilateral cooperation with Tajikistan”, “Second estimates for the fourth quarter of 2007. Euro area GDP up by 0.4% and EU27 GDP up by 0.5%. +2.2% and +2.5% respectively compared with the fourth quarter of 2006”, “March 2008: Economic sentiment recovers slightly in the EU, while declining further in the euro area” および “March 2008: Business Climate Indicator for the euro area picks up slightly in March”, <http://europa.eu/rapid/>,

© European Communities, 1995-2008.

和訳 : © Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH,
2008.

すべての翻訳文責は欧州経済新聞社にあります。

© 2008 Oushu Keizai Shimbun (Europäische Wirtschaftszeitung) GmbH.

All rights reserved.

Printed and published in Germany.

無断複製・無断転載等を禁じます。

《警告》

本紙は、欧州連合の各機関の特別な許諾を得て欧州経済新聞社が作成した著作物であり、その著作権は、国際条約および関係各国の著作権法令により保護されています。本紙の記事の無断複製・無断転載等は、欧州経済新聞社に対する著作権侵害となるのみならず、該当する欧州連合各機関に対する著作権侵害ともなりますので、固くお断りいたします。

《免責》

本紙の作成にあたっては、細心の注意のもとに翻訳・執筆・編集を行っておりますが、情報の利用は自己責任で行っていただきますよう宜しくお願いします。本紙の情報を利用したことに起因するいかなる損害についても、欧州経済新聞社その他の関係者は一切の責任を負いません。

EUにおける重要な動き (2008年3月15日～4月14日)

編集長 中村匡志

本号は、2008年3月15日から4月14日にかけての期間に公表されたEUの公式発表の中から、特に重要なものを選び出して翻訳したものである。配列の基準としては、なるべく関連記事をテーマごとにまとめて掲載するように配慮しているため、必ずしも1頁目から読まれる必要はない。むしろ、各自のビジネスなり研究なりに関連する記事から、順不同に読んでいかれることをおすすめする。この意味において、この文章は、「どのテーマに関する記事がどこにあるのか」を指し示すナビゲータ役を果たすものである。

まず巻頭においては、多くの企業に関係するREACH規則の予備登録制度について取り上げた(6-10頁)。予備登録は6月1日から12月1日まで行われるが、登録義務があるにもかかわらずこの予備登録期間を逃してしまうと大変なことになるので、ぜひ注意深く読んでいただきたい。とくにQ&Aの部分は役に立つだろう。なお、EU域外の企業が利用できる制度も設けられているので、域外企業であっても、自社が関係するか否かは慎重に判断する必要がある。

次に、同じく環境規制として、大気汚染に関する「エアクオリティ指令」が採択されたことが注目される(11-12頁)。この指令には、現在EUで進められている単行法令化(複数の法令を1本にまとめる)としての意味合いもあるが、むしろ、人体への影響が特に大きいとされる微小粒子状物質(PM_{2.5})が新たに規制対象として加わったことが注目される。この指令に基づきEU各国の大気汚染政策は展開されていくことになるので、域内に工場を有する企業(煤煙)や自動車産業(排気ガス)は特に注目しておく必要がある。

競争法の新たな動きとしては、競争法違反行為に対する損害賠償法の大改革が予定されていることが注目される(13-14頁)。そも

そも、EUにおいては、域内市場の実現にあたって個人や企業といった私人に訴権を与え(いわゆる4つの基本的自由)、そのインセンティブを域内市場の実現という公益上の目的に利用してきた歴史があるが、競争法分野においては伝統的に公権力の統制という公法的手法にもっぱら頼ってきた。しかるに、近年においては、競争法の分野においても、一種の司法取引(内部告発者に対する一定の過料減免)を認める等、私人のインセンティブを利用するようになってきており、今回の動きも、その流れの一環と見ることができる。

航空分野においては、いくつかの注目される動きが見られた。第一に、欧米オープンスカイ協定の発効である(15-19頁)。これは、EUと合衆国の航空市場の非関税障壁を相互に撤廃するものであり、航空産業に対してきわめて大きなインパクトをもつ。基本的には競争が激化することになるが、航空連合の競争法上の扱いにも配慮がなされていくので、航空業界再編の方向性を見極めるためにはこのあたりの細かい点を丁寧に見ておく必要がある。さらに、EU側としては、最終的にEUと合衆国の航空市場を統合して単一市場を目指しているため、今後の動きについても目が離せない。

第二に、シェンゲン圏拡大の完全施行による空港国境検査の撤廃である(20頁)。周知の通り、「国境なき域内市場」を目指して国境検査を相互に撤廃し、人の移動に関する物理的障壁(非関税障壁の一種)を取り除いていく試みが、シェンゲン圏の創設と拡大である。このシェンゲン圏が中東欧の新規加盟国にも拡大したことは、経済的・商業的な効果を持つことはもちろん、政治的・象徴的な意味をも有する出来事であったといえる。

第三に、航空機内における携帯電話使用の条件を整備する欧州委員会の措置である(21-22頁)。従来、航空機内における携帯

電話の使用は禁止されてきたが、これが解禁されることは、旅客の利便性を増すだけでなく、航空会社・テレコム関係業者の双方にとって商機となる。この意味で、航空分野とテレコム分野の双方に関わる事柄といえる。

さらに、テレコム分野で注目される動きとしては、移動体テレビ（携帯テレビ）に関するDVB-H規格の採用が挙げられる（23-24頁）。DVB-H規格による移動体テレビの規格収斂は従来からのEUの既定路線であるが、この規格の奨励を加盟国に法的に義務付けたところに今回の採用の意味がある。近年、EUはグローバルスタンダードの確立において主導権を握る戦略を明示的に採用しており、今回の規格採用にもその一環という側面がある。とりあえず、2008年中にEU内外における普及をどれだけ図れるかが試金石となる。

関税法の分野においては、2013年以降の改革計画の策定の動きが始まったことが注目される（25-26頁）。現在EUで進行中の関税法改革（2013年までに完了するものとされている）は、いわゆる9・11テロに象徴されるセキュリティ面の強化と、国際通商の増大に対処するための効率面での強化の2点を大きな柱としつつ、それにリスボン戦略に基づく競争力強化の配慮が加わる形となっている。この方向性は、2013年以降も基本的に引き継がれるようであるが、そのための具体的な方策としてどのような計画が打ち出されてくるのかという点は注目に値する。とくに、通関業者をはじめとする物流業者にとってはそうであろう。

租税法の分野においては、付加価値税法制の改革が、域内企業の税務処理に一定のインパクトを与えることが注目に値する（27-28頁）。欧州委員会は行政コストの増加をもたらすものではないと主張しているものの、改革の内容を見る限り、付加価値税に関する税務処理実務の見直しが必要となる域内企業は少なくないものと思われる。各企業は、この改革の内容をつぶさに検討した上で、将来的に税務実務を見直す必要があるかを正確に判断しておく必要があるだろう。

その他、労働法（29-30頁）、研究開発・教育政策（31-35頁）、農業政策（36-39頁）においても、いくつかの注目すべき動きが見られた。中央アジア外交の一環として、タジキスタンとの協力強化も注目される（40頁）。詳細については、各記事を参照された

い。

最後に、巻末には欧州統計局の各種統計データ（GDP、インフレ、失業）と欧州委員会の景況感・業況感調査の結果を掲載しておいた（41-58頁）。欧州経済のファンダメンタルズを見極めるの一助として役立てられたい。なお、統計情報の直後（59頁）には統計表等で用いられる国名略号をまとめておいたので、必要に応じて併せて参照されたい。

〔お知らせ〕

本号の巻末（60頁）には、購入者特典のご案内があります。特典は応募者にもれなくご進呈いたしますので、ふるってご応募ください。

REACH：産業界に対して2008年12月1日までに すべての化学物質について 予備登録を行うよう求める

2008年4月11日・ブリュッセル
欧州委員会発表

現在使用されているおよそ3万種の化学品（酸、金属、溶媒、界面活性剤、接着剤等）については、2008年6月1日から12月1日までに、欧州化学品庁（ECHA）における予備登録を行わなければならない。新たな化学品規制立法であるREACH（化学品の登録・評価・認可・制限）規則は、6月1日に始動することになっており、欧州委員会と欧州化学品庁は、企業に対して、REACH規則の義務を遵守するよう注意喚起を行っている。化学品に関する数万社の製造業者や輸入業者は、引き続き化学品の製造や輸入を継続したい場合には、今年のうち化学品の予備登録を済ませておく必要がある。推計によれば、18万件以上の予備登録書類が提出される見込みである。この予備登録手続により、複数の企業が化学品に関するデータを共有できるようになり、化学品に関する知識の強化に向けた道が開かれることになる。これは、今後数年間における安全性の改善の必要条件である。

欧州委員会のギュンター・フェアホイゲン副委員長（企業・産業担当）とスタヴロス・ディーマス委員（環境担当）は、以下のような共同声明を行った。

「REACH規則は、世界において最も意欲的な化学物質規制立法である。REACH規則により、化学品の利用に関するわれわれの知識は飛躍的に増加することになり、化学品を安全に使用することが可能となる。したがって、REACH規則は、人間の健康と環境を守るものである。REACH規則は、EUにおける化学品の安全管理にきわめて役に立つものである。間もなく予備登録というきわめて重要な段階が始まるわけだが、すべての化学品製造業者・化学品輸入業者に対して、可能な限り迅速に予備登録を行うことを推奨する。念のため付け加えれば、2008年12月1日の期限には遅れないでいただきたい。」

欧州化学品庁のヘールト・ダンセット（Geert Dancet）長官は、「化学物質の予備登録に向けたカウントダウンは始まった。欧州化学品庁は、分かりやすいガイドラインやツールを提供するよう努めている。欧州化学品庁の多言語ウェブサイトやREACHヘルプデスクは、企業のオンライン予備登録を支援する準備をすでに整えた」と述べた。

特に化学工業以外の企業については、REACH規則の適用範囲や要件についてよく分からなかったり、「REACH規則など我が社には関係ないだろう」と思い込んでいるなど、REACH義務について知らない企業がまだあるのではないかと懸念がある。本日、注意喚起を行うこととしたのはこのためである。欧州委員会は、加盟国当局・産業界・第三国その他のステークホルダーに対して、すべての該当企業に向けたREACH義務の告知を行うよう求める。

予備登録を行わなければならないのは？

EU域内において化学物質の製造または輸入を行うすべての在EU企業は、当該化学物質の量が年間1トン以上の場合に、予備登録を行わなければならない。

企業が予備登録をしなければならない理由とは？

製造または輸入する化学品について登録期限の延長（現在市場に流通しているほとんどの化学品に適用される）を受けたい場合には、企業は予備登録を行う必要がある。予備

登録を行うことにより、本登録の書類については、2010年、2013年または2018年（事案によって異なる）までに提出すればよいことになる。

企業が化学品の予備登録を行わない場合には、2008年12月1日以降、欧州化学品庁における本登録を済ませない限り、当該化学品の製造・輸出を継続できないことになる。

REACH規則とは？

REACH規則は、化学品の製造業者と輸入業者に対し、化学品が健康や環境に対して惹き起こしうるリスクについて、体系的に評価と管理を行うよう要求するEU規則である。その第一段階となるのが、予備登録と登録である。

予備登録とは？ 登録とは？

予備登録とは、基本情報を欧州化学品庁に提出することをいう。基本情報とは、企業と該当化学品名に関する詳細事項である（詳しくは後述のQ&A参照）。予備登録は、無料である。

予備登録手続により、企業は、登録を行おうとする化学品について情報を共有できることになり、したがって、コストを削減することができる。

登録は、REACH規則により、化学品の製造業者と輸入業者に義務付けられるものである。企業には、健康・環境について化学品が有する性質やリスクに関するデータを取りまとめることが要求され、企業は、当該化学品が安全に使用されうることを示すことができる。欧州化学品庁に書類を提出する。

登録は、2008年6月1日から2018年5月30日の間に、およそ3万種の化学品について行われるものと見積もられている。

欧州委員会と欧州化学品庁の主な注意喚起活動

2008年4月14日にブリュッセルで行われるワークショップ（欧州委員会・欧州化学品庁共催）では、現在行っている注意喚起活動の重要性について強調されることになるだろう。参加者は、産業界その他のステークホルダー、加盟国当局、第三国となる予定である。この三者は、いずれもREACHに関する

周知を徹底するにあたって重要な役割を果たす。このワークショップは、ウェブでもストリーミング配信される予定であり、ワークショップ終了後も録画版が公開される（下記リンク参照）。

ワークショップは、REACH規則における予備登録と登録の手続を解説するものであり、特に実務的な側面や実例に焦点を当てる予定である。その後には、2008年6月3日の欧州化学品庁の正式開設に付随して注意喚起活動が行われる予定である。また、今夏には、ヘルシンキでステークホルダーのためのワークショップが行われる予定である。

詳しくは後述のQ&Aを参照されたい。

ウェブストリーミングについて：

http://ec.europa.eu/enterprise/reach/events_en.htm

欧州化学品庁ウェブサイト：

<http://echa.europa.eu/>

REACH予備登録・登録 Q&A

2008年4月11日・ブリュッセル
欧州委員会発表

EUの新たな化学品規制立法であるREACH（化学品の登録・評価・認可・制限）規則は、2007年6月1日より施行されている。REACH規則は、EUにおいて製造または輸入されるすべての化学物質（年間1トン未満の場合を除く）を対象としている。新規物質の義務的登録は2008年6月1日より開始するが、予備登録が行われた物質については別途登録期限が延長される。すなわち、当該物質の量により、2010年11月から2018年5月の間のいずれかの時点が延長後の期限となる。2008年12月1日までに段階的導入物質（既存物質）の予備登録を行わなかった企業は、当該物質の本登録を欧州化学品庁に対して行わない限り、同物質の輸入・製造が禁止される。

REACH予備登録と登録の目的は？

REACH規則が義務付けているのは、化学物質（年間1トン以上）の製造業者・輸入業者が、当該化学物質の物理化学的・健康的・環境的な性質（physicochemical, health and environmental properties）に関する情報を収集するとともに、当該物質を安全に使用する方法を決定するため、その情報を用いることである。すべての製造業者・輸入業者は、欧州化学品庁に対して、データとアセスメントを記載した登録文書を提出しなければならない。

危険化学品を使用するすべての者に対しては、リスク管理措置を講ずることにより、当該化学品の使用にあたって安全性を確保することが義務付けられる。リスク管理措置は、登録文書において特定され、拡張安全性データシート（extended Safety Data Sheets）により化学品使用者に対して告知される。

予備登録・登録義務が課せられるのは、EU全土で数万社と見積もられている。18万件以上の予備登録文書が提出されると見込まれており、およそ3万種の物質と4万種の間体が対象となるものと見られる。

以下に示すのは、予備登録義務に関するガイダンスである。予備登録義務は、REACH義務が段階的に導入される物質に適用される。

他方、段階的導入が適用されない物質につ

いては、2008年6月1日に登録開始となる。

一 予備登録

予備登録とは？

段階的導入物質^{註1)}を予備登録することにより、企業は登録期限の延長（2010年、2013年または2018年）を受けることができる。予備登録を行わない場合、企業が製造・輸入を継続したい場合には、直ちに化学物質の登録を行わなければならない。

企業が事前登録を行わなければならない理由とは？

予備登録の目的は、データの共有が可能なものについて、登録者間でのデータ共有を容易にすることである。これにより、不要な試

註1) 段階的導入物質（phase-in substances）に該当するのは、下記の基準を一つ以上をみたく物質である：

- ・ 欧州既存商業化学物質目録（EINECS）に掲載されている物質
- ・ 1992年6月1日以後に、EU（新規加盟国含む）において製造されたが、EU市場に上市されていない物質
- ・ いわゆるNLP（no-longer polymer）とされている物質

験（特に脊椎動物を使用するもの）を減らすとともに、産業界のコストを削減することができる。

企業は、登録期限の延長を受けるために予備登録を行うことが強く推奨される。予備登録を行うことにより、引き続き化学物質を製造・輸入し、利用者に対し供給し続けることができることになる。予備登録のために欧州化学品庁に提出しなければならない情報はそれほど多くなく、料金もかからない。

化学物質を予備登録しない企業には何が起るのか？

段階的導入物質を予備登録しない企業は、2008年12月1日以降は（当該物質に関する本登録文書^{註2)}を欧州化学品庁に提出するまで）当該物質の製造・輸入を停止しなければならないことになる。

予備登録に付随する義務は？

同一の化学物質について予備登録を行ったすべての企業は、化学物質情報交換フォーラム（SIEF）のメンバーとなる。化学物質情報交換フォーラムの目的は、化学物質試験の重複を避けることである。動物実験を必要最小限に留めるため、化学物質情報交換フォーラムにおいて、企業は動物実験に関する研究を共有しなければならない。その他のデータについても、共有することができる。

予備登録義務を行うべきなのは？

EUにおいて化学物質の製造または輸入を行うすべての在EU企業は、当該物質の量が年間1トン以上である場合には、予備登録を行うべきである。

成形品の製造業者または輸入業者で在EUの企業についても、当該成形品から故意的に放出される（intentionally released）段階的導入物質を予備登録すべきである。但し、当該成形品における使用について既に登録がなされている場合には、この限りでない。

EU外で化学物質を製造し、調剤を調製し、成形品を製造する企業については、化学物質を予備登録・登録することができない。但し、EU内に独占的代理人（Only Representative）を指名することにより、EUに輸入される化学物質について必要な予備登録・

登録を行わせることができる。その場合、当該化学物質を輸入する在EUの輸入業者については、予備登録・登録の義務が免除される。

企業が予備登録を行える期間は？

予備登録は、2008年6月1日に開始し、同年12月1日に締め切られる。

予備登録を行うために企業は何をする必要があるのか？

企業は、すべての化学物質に関する基本情報を欧州化学品庁に提出する必要がある。提出する情報は、物質の名称（name）ないし識別子（identifiers）、企業情報、予想される期限、トン数帯、（ある場合には）物質の評価に役立つ関連物質の摘示である。企業が化学物質情報交換フォーラムの他の参加者に対して匿名性を保ちたい場合には、いわゆる第三者代理人（third party representative）を指名した旨を欧州化学品庁に対して通知することができる。第三者代理人は、化学物質情報交換フォーラムにおいて、代理人として当該企業を代理して行為する。

予備登録は、欧州化学品庁のウェブサイトにあるREACH-ITポータルを通じて電磁的に行わなければならない（下記参照）。

予備登録文書を提出する方法としては、以下の2つの方法が可能である：

- ・ オンライン予備登録：REACH-ITウェブサイトで直接必要な情報を入力する。
- ・ コンピュータファイル予備登録：予め（欧州化学品庁のIUCLID 5か業界独自のITツールにより）用意したXMLファイル形式の予備登録をREACH-ITに読み込ませる。欧州化学品庁が定めたフォーマットによる。

予備登録がなされた事項を閲覧するには？

欧州化学品庁は、2009年1月1日までに、同庁のウェブサイト上に、予備登録された物質

註2) 化学物質の登録は以下の諸段階より成る：

- 1) 化学物質の危険性状と安全使用条件に関する情報収集と評価。
- 2) 欧州化学品庁への上記情報の提出。
- 3) 登録料の支払。

のリストを公開する予定である。公開されるリストの内容は、物質名、識別コード、第一次予定登録期限等である。公開情報には、予備登録者が有する関連物質に関する名称その他の識別子も含まれるが、通知を行った企業に関する情報は公開されない。

化学物質が2008年12月1日までに予備登録されなかった場合、企業は登録期限の延長を受けることができるか？

予備登録期限（2008年12月1日）を過ぎてから、企業がいわゆる「当該物質（年間1トン以上）の最初の製造者または輸入者」となる場合のみである。「最初の製造または輸入」とは、REACH規則の施行（2007年6月1日）以後に初めて製造または輸入したということである。

「最初の製造者または輸入者」は、最初の製造または輸入が1トンに達してから6か月以内に、予備登録を行わなければならない。但し、該当する登録期限の12か月前以後は、予備登録を行うことができなくなる。

登録が必要とされる段階的導入物質を含む成形品の輸入についても、上記と同様となる。

予備登録された化学物質の登録の期限は？

予備登録のなされた段階的導入物質については、以下の延長登録期限が適用される：

- ・ 2010年11月30日まで：年間1000トン以上の量が製造または輸入されている化学物質。年間1トン以上の量が製造または輸入されている発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質（CMRカテゴリ1および2）。年間100トン以上の量が製造または輸入されている水生生物猛毒物質（R50/53）。
- ・ 2013年5月31日まで：年間100トン以上の量が製造または輸入されている物質。
- ・ 2018年5月31日まで：年間1トン以上の量が製造または輸入されている物質。

予備登録における欧州化学品庁の役割は？

欧州化学品庁は、同庁の多言語ウェブサイト上に、分かりやすいガイダンスやツールを用意する。また、同庁のヘルプデスクは、オンライン予備登録にあたって企業を支援す

る。

欧州化学品庁は、同庁への予備登録の唯一の提出先となるREACH-ITポータルを管理を管轄する。REACH-ITポータルは、6月1日に始動する。

欧州化学品庁は、2009年1月1日までに、予備登録物質のリストを公開する。これは、化学品の利用者が、予備登録期間終了後に、潜在的な登録者を見つけるのにも役立つだろう。

二 REACH（化学品の登録・評価・認可・制限）

EUの新化学品規制立法であるREACH（化学品の登録・評価・認可・制限）規則は、2007年6月1日に施行された。登録義務は、2008年6月1日より適用される。

REACH規則を施行するのはどの国か？

REACH規則は、EU27加盟国すべてにおいて適用される。アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーについても、欧州経済地域協定を通じて、施行プロセスに組み込まれている。

REACH規則の適用範囲は？

REACH規則は、EUにおいて年間1トン以上製造または輸入されるすべての化学物質を対象としている。REACH規則における登録は化学物質のみを対象とするものであるが、REACH規則は、化学物質そのものだけでなく、調剤や成形品に含まれる化学物質の製造・上市・使用にも適用される。

REACH規則の一部については、適用除外が定められている。例えば、食料品や医薬品に含まれる化学物質については、他のEU法令の対象となっている。天然物質についても、危険性がなく、化学的に変質されていない場合には、REACH規則による登録が免除される。

11～60頁は省略
(サンプル版のため)

フルバージョンの欧州経済新聞は
下記よりご購入いただけます。

<http://www.oushu.net/200804.php>

カード決済の場合、購入後すぐに
読むことができます。